

調査事業に係る事後評価

I 総合評価

全体として、地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与するための連携計画の策定に向けて必要な調査を行ったか。

協議会を適切に開催し、地域における公共交通の問題点・課題を幅広く把握した上で、地域公共交通に関する目標を適切に設定し、当該目標を達成するための事業を具体的に検討する等、連携計画の策定に向けて必要な調査を行い、計画事業の実施に向け、地域関係者の実質的な合意形成を図った。

II 連携計画策定調査の総合性・整合性

1 調査の範囲

① 当該地域における公共交通の問題点・課題を幅広く体系的に把握したか。

北本市の各地区について、地域概況(地勢、人口、高齢化率)、公共交通の現状(バスの運行・利用状況、公共交通空白地域)、市民の移動実態(移動目的、目的地、頻度、移動方法)を整理するとともに、デマンドバスのテスト運行により運行上の課題や導入可能性を検証することにより、地域における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した。

② 当該地域における公共交通以外の問題点・課題との関係を整理しているか。

「北本市環境基本計画」を踏まえ、地球温暖化対策の観点から公共交通の課題を整理している。

2 地域公共交通に関する目標の設定

① 地域の実態を踏まえた地域公共交通に関する適切な目標(案)をできるだけ具体的に設定したか。

北本市における公共交通の問題点や課題を幅広く把握した上で、基本方針とそれに対応する目標(案)を設定した。

○基本方針1 急速に進んでいる高齢化社会に対応した交通手段の確保

- ・ドア・ツー・ドアの交通サービスを導入
- ・JR高崎線をはさんだ東西の移動に対し駅での乗り換えを行わない交通サービスを導入
- ・駅での乗り継ぎ負担を軽減するために駅舎および駅周辺をバリアフリー化

○基本方針2 市内に散在する公共交通空白地域を解消する交通手段の確保

- ・公共交通空白地域を効率よく解消するため、需要の発生に応じた柔軟な運行を行う交通サービスを導入

○基本方針3 公共交通の利用促進

- ・自発的な公共交通の利用
- ・低炭素社会への貢献
- ・新たな公共交通サービスの移動手段として電気自動車を導入

② 上記の目標は社会、住民ニーズや地域の基本的な計画を踏まえたものか。

市民アンケートによる市民の移動実態(移動ニーズ)や第四次北本市総合振興計画(平成18年3月)、北本市都市マスタープラン(平成21年3月)、北本市環境基本計画<改訂版>(平成20年3月)といった上位・関連計画を踏まえ、公共交通に関する目標を設定している。

3 地域公共交通に関する目標と事業との対応関係

① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業(案)が選び出されたか。

また、地域公共交通に関する目標(案)と事業(案)との関係は合理的か。

- ・高齢者の移動負担の軽減、公共交通空白地域の効率的な解消を図るため、「デマンド交通の導入」を取組事業の案として選定した。
- ・北本駅での乗り継ぎの負担を軽減するため、「北本駅周辺のバリアフリー化」を取組事業の案として選定した。
- ・自家用車利用から公共交通利用への転換を図るため、また、低炭素社会へ貢献するため、「公共交通の利用促進」およびデマンド交通の運行車両として「電気自動車の導入」を取組事業の案として選定した。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

<p>Ⅲ 自立性・持続性</p>
<p>1 事業の実施に向けての準備</p>
<p>① 地域公共交通に関する目標(案)を達成するための事業の内容やそのスケジュールが具体的に検討されたか。</p> <p>提案した取組事業の具体的内容やスケジュールについては、第6回協議会において協議を行い合意が形成された。</p>
<p>② 事業実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法が検討されたか。</p> <p>提案した取組事業の実施による効果・影響に係る把握方法や評価基準・評価方法については、第6回協議会において協議を行い合意が形成された。</p> <p>○デマンド交通の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システムにより蓄積されるデータを基に需要を分析し、適切な運行車両の台数・規模を評価 ・利用者登録した市民を対象にアンケート調査を実施し、デマンド交通に対する満足度、自家用車利用からの転換状況を把握し事業の効果を評価。また、サービスの問題点を把握し、サービスの改善方を検討 ・運行事業者の提案する運行経費の削減方策に対し実効性を評価 ・事業の収支や収支率、利用者一人当たりの運行経費等により事業の採算性を評価 <p>○北本駅周辺のバリアフリー化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・駅利用者を対象としたバリアフリー化に対する満足度調査により事業の効果を評価 <p>○公共交通の利用促進に向けた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民を対象とした各サービスに対する満足度調査により事業の効果を評価。また、各サービスの問題点を把握し、サービスの改善方を検討 <p>○モビリティ・マネジメントの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加人数の変化により事業の効果を評価 ・参加者を対象としたアンケート調査を実施し、交通問題や環境問題に対する意識の変化を評価 <p>○電気自動車の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・充電設備の整備も含めた電気自動車の導入コストと導入効果を基に評価
<p>③ 事業の実施主体が検討されたか。</p> <p>デマンド交通の実証運行の実施主体については、第6回協議会において、業者選定は協議会で実施すること、来年度の実証運行開始当初はバス事業者から選定することが合意が形成された。</p>
<p>2 事業の実施環境</p>
<p>① 実証運行、情報提供等の事業の実施のための財源について検討を行い、当該事業を実施するための財源の目処がついたか。</p> <p>平成22年度においてデマンド交通による実証運行の事業を実施するにあたっては、総合事業(計画事業)による国費のほか、北本市からの財政支出によるということで関係者の合意が形成されており、北本市の平成22年3月議会に平成22年度予算案を提出し、市議会において審議してもらうことになっている。</p>
<p>② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等事業の実施環境が整いつつあるか。</p> <p>デマンド交通のテスト運行の実施時において、市民が自主的に地域においてデマンド交通の説明会を開催したり、商業施設や病院等にデマンド交通の資料の設置等を依頼するなど利用促進や啓発等を自主的にやっている。</p>

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。

IV 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

1 協議会における審議体制等

- ① 協議会における審議事項が明確に定められ、調査事業の進め方、実施状況について審議される体制となっているか。

協議会規約が第1回法定協議会で決定され、制定され、北本市地域公共交通活性化協議会規約第3条に協議事項等を定めている。連携計画の策定及び変更の協議並びに実施に係る連絡調整、連携計画に位置づけられた事業の実施などを定め。必要に応じ計画の実施等にあたり、分科会を設置することができる規定している。

- ② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか（公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。）。

北本市地域公共交通活性化協議会規約第4条に組織を定め、同条第4号では、市民及び地域公共交通の利用者の代表を委員とするよう規定している。
また、アンケートを実施し市民の声を反映させている。

2 協議会における審議

- ① 調査事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されたか。

第1回協議会においては協議会の審議事項も含む運営要領が決定され、それ以降の協議会においては調査事業の進め方、実施状況が報告・審議されたほか、第6回協議会においては調査事業に係る自己評価報告案が報告・審議されており、調査事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。

- ② 協議会の議事が傍聴、議事録の公開等によって適切に開示されているか。

法定協議会の運営要領において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録はインターネットのHPIにおいて会議開催後速やかに公表することが規定されており、当該規定に則って、協議会の議事が開示されている。

3 地域関係者の実質的な合意形成

- ① 地域公共交通に関する目標(案)やそれを達成するための事業(案)等について地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

連携計画(素案)に関するパブリックコメントを1月15日～2月25日に実施し、地域関係者の実質的な合意形成を諮ります。

* 必要に応じて、参考資料を添付してください。